意匠出願の標準戦略　３種類セット出願

結論：原則として「部品意匠＋部分意匠＋全体意匠」を同時に検討・出願する。

対象例：取っ手付きキャビネット。部品単体、製品の特徴部分、製品全体を異なる切り口で保護する。



図は概念図。実際の出願では対象物品・部品の独立性・実線／破線の表示方法等を個別に検討する。

1　三種類の役割と比較

観点	① 部品意匠	② 部分意匠	③ 全体意匠
保護対象	独立した部品自体の形態	製品のうち特徴部分の位置等を特定した上での形状等	製品全体の形態
権利範囲の特色	部品が用いられる位置、大きさ、範囲に関係なく、意匠権の効力が及ぶ	特徴部分をとり入れつつ意匠全体で非類似とする巧みな模倣を防止できる。	実際の製品のデザインを直接的に保護できる
登録のしやすさ	重畳的公知の場合もあるので拒絶され易い。	特徴部分の新規性・創作性が鍵。当該部分の位置・大きさ・範囲も考慮される。	①②に比べ、拒絶され難い。
主なメリット	交換部品・補修品・部品供給への対応を検討できる	デザインの核を狙い撃ちし、迂回設計に対応しやすい	製品全体の印象を包括的に確保できる
主なデメリット	独立した部品として成立しない構成には不向き。	対象部分の位置・大きさ・範囲といった制約がある。	一部模倣に対して権利行使しにくい。

重要：権利範囲・登録可能性について「部分意匠が常に広い／常に登録されやすい」等の一般的な序列はない。先行意匠、物品等の用途・機能、意匠の類否、部分の位置・範囲によって変わる。

2　三件を基本セットとする理由

権利の補完：完成品の全体模倣／特徴部分の流用／部品単体の模倣という異なる行為に備える。

拒絶リスクの分散：３件はそれぞれ個別審査。１件が拒絶されても、他の登録可能性は残る。

設計変更への対応：相手方の変更点に応じて、最も適切な権利を選択できる可能性が高まる。

3　導入時の注意点

出願・登録・年金等の費用が件数分かかり、図面や管理負担が増える。部品として独立性が乏しい場合は「部品意匠」を機械的に追加しない。全体と部分の関係、先願・公知化、関連意匠制度の適用可能性を整理して、原則として公開前に出願する。

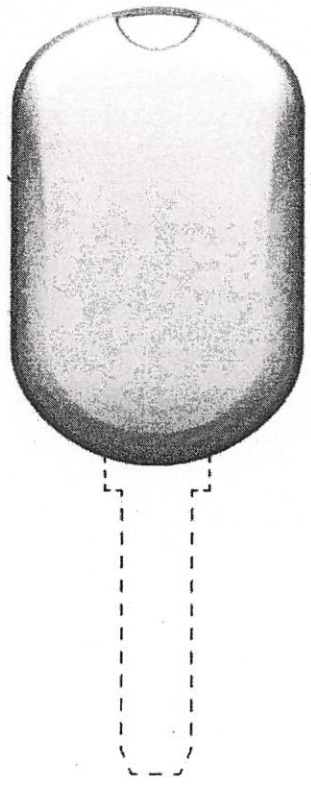
提案する社内ルール：新製品の意匠レビューでは３件を初期候補とし、各件の保護価値・登録見込み・費用対効果をチェック。省略するときは理由を記録する。

根拠：特許庁「意匠制度の概要」「意匠審査基準」「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」参照

（１９）【発行国・地域】日本国特許庁（ＪＰ）
（４５）【発行日】平成２５年5月7日（２０１３．５．７）
（１２）【公報種別】意匠公報（Ｓ）
（１１）【登録番号】意匠登録第１４６７９３３号（Ｄ１４６７９３３）
（２４）【登録日】平成２５年3月２９日（２０１３．３．２９）
（５４）【意匠に係る物品】キーヘッドカバー
（５２）【意匠分類】Ｍ３－２７
（５１）【国際意匠分類（参考）】０８－０７、０８－０９
（２１）【出願番号】意願２０１２－２１３１９（Ｄ２０１２－２１３１９）
（２２）【出願日】平成２４年8月２０日（２０１２．８．２０）
（７２）【創作者】
【氏名】福田　雅史
（７３）【意匠権者】
【識別番号】３９００３７０２８
【氏名又は名称】美和ロック株式会社
（７４）【代理人】
【識別番号】１００１１５１３０
【弁理士】
【氏名又は名称】宮口　聡
【審査官】下村　圭子
（５６）【参考文献】意登１４４１７０７　中華人民共和国意匠公報、０８－０３号、（２００８－１－１６）、ＣＮ３００７３１８７２、（特許庁意匠課公知資料番号ＨＨ２０００００４５９）　欧州共同体意匠公報、（２００６－８－１）、０００５５１２２１－０００１、（特許庁意匠課公知資料番号ＨＨ１８２６２１５１）
（５５）【意匠に係る物品の説明】本物品は、既存の鍵材のキーヘッド部分に被せることによって、鍵材を摘み易くするという機能を有する。　また、キーヘッドカバーには、内部にＩＣチップが組み込まれているものも存在する。ＩＣチップ付きのキーヘッドカバーを、既存の鍵材のキーヘッド部分に被せることによって、例えば、リモコンキーのような非接触タイプの鍵材としての機能を持たせることもできる。
（５５）【意匠の説明】各図の表面に表された濃淡は、立体表面の形状を特定するためのものである。
【図面】
【正面図】



（１９）【発行国・地域】日本国特許庁（ＪＰ）
（４５）【発行日】平成２５年5月7日（２０１３．５．７）
（ｉ２）【公報種別】意匠公報（Ｓ）
（１１）【登録番号】意匠登録第１４６７９３２号（Ｄ１４６７９３２）
（２４）【登録日】平成２５年3月２９日（２０１３．３．２９）
（５４）【意匠に係る物品】鍵材
【部分意匠】
（５２）【意匠分類】Ｍ３－２７
（５１）【国際意匠分類（参考）】０８－０７、０８－０９
（２１）【出願番号】意願２０１２－２１３１８（Ｄ２０１２－２１３１８）
（２２）【出願日】平成２４年8月２０日（２０１２．８．２０）
（７２）【創作者】
【氏名】福田　雅史
（７３）【意匠権者】
【識別番号】３９００３７０２８
【氏名又は名称】美和ロック株式会社
（７４）【代理人】
【識別番号】１００１１５１３０
【弁理士】
【氏名又は名称】宮口　聡
【審査官】下村　圭子
（５６）【参考文献】意登１４４１７０７　中華人民共和国意匠公報、０８－０３号、（２００８－１－１６）、ＣＮ３００７３１８７２、（特許庁意匠課公知資料番号ＨＨ２００００４５９）　欧州共同体意匠公報、（２００６－８－１）、０００５５１２２１－０００２、（特許庁意匠課公知資料番号ＨＨ１８２６２１５２）
（５５）【意匠の説明】実線で表した部分（キーヘッド部分）が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。　また、各図の表面に表された濃淡は、立体表面の形状を特定するためのものである。



（１９）【発行国・地域】日本国特許庁（ＪＰ）
（４５）【発行日】平成２５年5月7日（２０１３．５．７）
（１２）【公報種別】意匠公報（Ｓ）
（１１）【登録番号】意匠登録第１４６７９３１号（Ｄ１４６７９３１）
（２４）【登録日】平成２５年3月２９日（２０１３．３．２９）
（５４）【意匠に係る物品】鍵材
（５２）【意匠分類】Ｍ３－２７
（５１）【国際意匠分類（参考）】０８－０７、０８－０９
（２１）【出願番号】意願２０１２－２１３１７（Ｄ２０１２－２１３１７）
（２２）【出願日】平成２４年8月２０日（２０１２．８．２０）
（７２）【創作者】
【氏名】福田　雅史
（７３）【意匠権者】
【識別番号】３９００３７０２８
【氏名又は名称】美和ロック株式会社
（７４）【代理人】
【識別番号】１００１１５１３０
【弁理士】
【氏名又は名称】宮口　聡
【審査官】下村　圭子
（５６）【参考文献】意登１４４１７０７　ＰＲ ｃｙｌｉｎｄｅｒ プログレッシブシリンダー（日本工業新聞 Ｈ１５．６．１２ Ｐ１３ 写真有り）、３頁、（特許庁意匠課公知資料番号 ＨＣ１５０２４００１）　中華人民共和国意匠公報、０８－０３号、（２００８－１－１６）、ＣＮ３００７３１８７２、（特許庁意匠課公知資料番号 ＨＨ２０００００４５９）　欧州共同体意匠公報、（２００６－８－１）、０００５５１２２１－０００２、（特許庁意匠課公知資料番号 ＨＨ１８２６２１５２）
（５５）【意匠の説明】各図の表面に表された濃淡は、立体表面の形状を特定するためのものである。
【図面】
【正面図】

